

# 三条市農業委員会総会議事録

日 時 平成23年7月29日 午前9時30分

場 所 三条市役所 本庁舎4階全員協議会室

## 会議に付した議題

- 議第 1号 農用地利用集積計画について
- 議第 2号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議第 3号 事業計画変更承認申請について
- 議第 4号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 議第 5号 農地の競売（買受）適格者証明願いについて
- 議第 6号 農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について

## 報告事項

- 報第 1号 第2調査部会の調査結果報告について
- 報第 2号 農政対策部会の結果報告について
- 報第 3号 基盤強化法の解約通知について
- 報第 4号 農地法適用外事実確認証明について
- 報第 5号 作付変更届について
- 報第 6号 農地法第3条の3第1項の届出について

## その他

## 出席委員 30名

- |              |              |
|--------------|--------------|
| 1番 齊藤 信一 委員  | 3番 村井 善一郎 委員 |
| 4番 大桃 惣一郎 委員 | 5番 佐藤 満 委員   |
| 6番 金子 良助 委員  | 7番 鶴巻 純一 委員  |
| 8番 刈屋 一夫 委員  | 10番 坂井 和弘 委員 |
| 11番 藤田 吉則 委員 | 12番 大橋 正臣 委員 |
| 13番 山ノ内 正 委員 | 14番 川勝 勳 委員  |
| 15番 金子 純一 委員 | 16番 大竹 一雄 委員 |
| 18番 高山 博 委員  | 19番 安達 宰 委員  |
| 21番 西 光明 委員  | 22番 野崎 文夫 委員 |
| 23番 大竹 正信 委員 | 24番 小師 勉 委員  |

25番 五十嵐 俊 雄 委員      26番 鶴 卷 俊 樹 委員  
28番 安 達 英 作 委員      29番 村 山 佐喜雄 委員  
30番 佐々木 包 茂 委員      31番 長谷川 清 一 委員  
32番 清 水 栄 委員      33番 熊 倉 睦 委員  
34番 神子島 巖 委員      35番 佐 藤 裕 雄 委員

欠席委員      4名

2番 小 林 六 一 委員      17番 野 水 敏 秋 委員  
20番 森 山 昭 委員      27番 武 石 栄 二 委員

職務のため出席した事務局職員

事 務 局 長      金 子 正 敏  
事 務 局 次 長      石 崎 亮  
経営基盤係副参事      麦 倉 政 勝  
農 地 係 副 参 事      竹 石 正 弘

午前9時30分 開会及び開議

議長（大桃会長）

それでは、定例総会を開会いたします。

出席状況を申し上げます。定員35名のところ、現在員34名、欠員1名、出席30名、欠席4名で会議が成立いたします。

なお、議事録の署名委員につきましては、定めにより私から指名いたします。14番、川勝委員、22番、野崎委員を指名いたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

議長（大桃会長）

それでは、早速議事に入ります。

議第1号『農用地利用集積計画について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第1号『農用地利用集積計画について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、3ページにありますように、新規設定1件、5,203㎡、再設定は5件で3万5,284㎡、利用権移転が4件で1,290㎡であります。合計では10件で4万1,777㎡であります。

戻りまして、議案中の49番は、長野の農地1筆、5,203㎡を新規により2年間利用権設定するものであります。

50番から次のページの54番までは、再設定でありますので、省略させていただきます。

2 ページの 5 5 番は、一ツ屋敷新田の農地 2 筆 1 0 8 m<sup>2</sup>を同一世帯内後継者に 4 年間  
利用権移転するものであります。

5 6 番は、新堀の農地 1 筆、5 1 1 m<sup>2</sup>を同一世帯内後継者に 4 年間利用権移転するも  
のであります。

5 7 番は、新堀の農地 1 筆、2 4 5 m<sup>2</sup>を同一世帯内後継者に 4 年間利用権移転するも  
のであります。

5 8 番は、新堀の農地 1 筆、4 2 6 m<sup>2</sup>を同一世帯内後継者に 4 年間利用権移転するも  
のであります。

なお、いずれも書類確認及び経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 1  
8 条第 3 項の各要件を満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入る前に先日調査部会で調査をいただいておりますので、結果報告  
を願います。

第 2 調査部会長は、西代理さんの隣に着席願います。

第 2 調査部会長（3 1 番長谷川清一委員）

それでは、第 2 調査部会の調査結果についてご報告いたします。

第 2 調査部会では、7 月 2 5 日午前 9 時から厚生福祉会館第 2 集会室におきまして、  
部会員と大桃会長、西会長代理出席のもと会議を開催いたしました。

事務局より日程説明、議案説明を受け、全案件について意見決定を経て、午前 1 1 時  
4 5 分に閉会いたしました。

ただいま意見が求められております議第 1 号『農用地利用集積計画について』は、新  
規設定 1 件、再設定 5 件、利用権移転 4 件、合計件数 1 0 件、面積にして 4 万 1, 7 7  
7 m<sup>2</sup>で、書類審査及び事務局から詳細説明を受け、いずれも経営面積、従事日数など、  
農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件を満たしており、全件承認相当といた  
しました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第 1 号につきましては、ただい  
ま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、5ページにありますように、競落報告分を含めて6件の申請で、合計9万7,603.03㎡となっております。

それでは、戻りまして、4ページの22番からご説明申し上げます。

議案中の22番は、下大浦地内の農地2筆、34,57㎡を譲り受け人が相手の要望により売買で取得するものであります。売買価格は、10a当たり約100万円であります。

23番は、曲谷地内の農地1筆、107㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、相手の要望により売買で取得するものであります。価格は、10a当たり約30万円あります。

24番は、福島新田地内の農地1筆、400㎡を譲り受け人が経営の安定を図るため、同一世帯内贈与により取得するものであります。

25番は、大沢地内の農地7筆、1万429㎡を譲り受け人が経営の安定を図るため、贈与により取得するものであります。

26番は、福島新田地内ほかの農地15筆、2万4,497.46㎡を譲り渡し人が経営の若返りを図るため、世帯内後継者に10年間の特定使用貸借権を設定するものであります。

以上5件が今月申請分であります。

また、競落報告分が1件あります。27番は、棚鱗地内の農地20筆、6万2,135㎡を譲り受け人が経営規模の拡大を図るため、競落により取得したものであります。価格は、10a当たり約3万7,000円あります。また、本件は5月総会の附帯決議によりまして、7月4日付で許可済みであります。

なお、いずれも書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えていることなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

#### 第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第2号『農地法第3条の規定による許可申請について』は、売買によるもの2件、贈与によるもの2件、特定使用貸借によるもの1件、合計件数5件、面積にして3万5,468.03㎡で、現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも譲り受け人の経営面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、全件許可相当といたしました。

なお、競落による報告分として1件、6万2,135㎡の報告があります。

以上です。

#### 議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

#### 10番（坂井和弘委員）

ちょっと22番についてお伺いします。

先月は、たしかこの方は田んぼを売りに出しておられました。2件で、5反ほどですか、売りに出されておりますし、また今回は34.5㎡ですか、買ってあります。以前にもこの方は非常に名前が上がってくる方なのですけれども、当初は規模拡大ということで土地を買われていたので、まじめに作付なさっている方かなというふうに思っているのですけれども、ここへ来て売ってみたり、あるいは買ってみたいというように、自分の農業経営に対してどのような気持ちで取り組んでおられるのか、地元の委員さん、わかりましたら教えていただきたいと思う次第であります。

#### 第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

お答えになりますかどうですか、わかりませんが、多分交換、分合によりまして、分合という言い方が正しいかどうかわかりませんが、買い求めている中で飛び飛びの面積の中に人のところがまざっているので、耕作にちょっと適さない部分、集約化できない部分があって、こういうやり方をしているのではないかと私は思うのであります。詳しい事情はちょっとわかりませんが、事務方のほうから説明していただきたいと思いますが、そのような答えでよろしいでしょうか。事務方お願いいたします。

#### 事務局（竹石農地係副参事）

今回は端数の部分がありまして、それでやられたそうです。それで、その方はその一角を、まとめて全部自分の土地に集約しようとしておられるような感じは見受けられません。そういう状態です。

#### 10番（坂井和弘委員）

田屋のあたりで田んぼを買ったり、あるいは楢山地内で買ったりして、これは完全な飛び地になっているわけなのですけれども、本当にまじめにつくる気であるならば本当にいいことだと思いますけれども、何か別な方向のことを考えてやるなら、これはちょっと同業者にとっては許しがたい行為ではないだろうか。実はこれもこの前でしたか、去年だったか、下田地区の揚水機場の前ですか、一角を工場用地として、たしか転用許可願を三条市農業委員会に出したけれども、三条市農業委員会では通ったと思いますけれども、国のほうから許可になったのかならないのか、いまだにあそこはまだ田んぼの用地になっております。

事務局（竹石農地係副参事）

工事入っています。

10番（坂井和弘委員）

今入っていますか。埋め立てされましたか。だから、余りにもそういうような名前の方なので、本当にそういうような気持ちでやっているのかどうか、正直言って一生懸命土地を集約してつくろうとする方にはちょっと失礼に当たるのではないかなと思って、一応疑問の点だけ質問させていただきました。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

それでは、そのほかないようですので、お諮りをいたします。議第2号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第3号『事業計画変更承認申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第3号『事業計画変更承認申請について』ご説明申し上げます。

今月の申請は、7ページにありますように5件、1,277㎡であります。

議案中の2番は、上保内地内の土地3筆、278㎡について、贈与により取得し、分家住宅1棟及び駐車場2台分に利用したいものです。場所につきましては、三条信用金庫保内支店北側住宅団地の一角で、農地区分は第3種農地に該当しております。

3番は、西大崎2丁目地内の土地2筆、517㎡について相続により取得したもので、住宅1棟及び通路敷地に利用したいものです。場所につきましては、渡瀬橋東側で、農地区分は第3種農地に該当しております。

4番は、吉田地内の土地1筆、273㎡について、売買により取得し、住宅1棟及び

駐車場2台分に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約2万2,600円であります。場所につきましては、片口、白金団地の一角で、農地区分は第3種農地に該当しております。

5番と6番は、一体的に土地利用するもので、笹岡地内の土地2筆、192㎡及び17㎡、計209㎡については、売買により取得し、住宅、物置各1棟及び駐車場4台分に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約1万5,600円であります。場所につきましては、長沢小学校北側隣地で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第3号『事業計画変更承認申請について』は、件数にして5件、面積にして1,277㎡で、書類審査及び事務局の現地確認結果など詳細説明を受け、立地基準及び一般基準を満たしており、承認相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第3号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』ご説明申し上げ

ます。

今月の申請は、10ページに記載してありますように7件の申請で、合計1万224㎡であります。

それでは、戻りまして、8ページの18番から順にご説明いたします。

議案中の18番から20番は、先ほどの事業計画変更承認申請後の農地法第5条の許可申請でありますので、省略させていただきます。

9ページの21番は、月岡1丁目地内の農地2筆、824㎡を賃借権の設定により取得し、店舗・事務所1棟及び駐車場14台分の敷地に利用したいものです。場所につきましては、水野内科クリニック付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

22番は、高屋敷地内の農地1筆、48㎡を売買により取得し、通路敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約6,200円であります。場所につきましては、JAにいがた南蒲ガソリンスタンド北側付近で、農地区分は第3種農地に該当しております。

23番は、濁沢地内の農地4筆、8,276㎡を賃借権の設定により取得し、特定高圧送電線鉄塔建替え工事に伴う工事用地及びヘリポート用地として、許可日から11月30日までの一時転用として利用したいものです。場所につきましては、集落内開発畑等で、農用地区分は農用地に該当しております。

10ページの24番は、直江町1丁目地内の農地2筆、316㎡を売買により取得し、住宅1棟及び駐車場3台分敷地に利用したいものです。土地の売買価格は、1㎡当たり約3万1,600円であります。場所につきましては、マルイ本成寺店西側付近で、農用地区分は第3種農地に該当しております。

なお、いずれも書類及び現地確認し、立地基準及び一般基準などの許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第4号『農地法第5条の規定による許可申請について』は、件数にして7件、面積にして1万224㎡で、23番の現地調査を含む書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、いずれも立地基準及び一般基準を満たしており、全件許可相当といたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

12番（大橋正臣委員）

私もこの部会で入った中で審議させてもらった中ですが、ただいま正誤表をいただいたわけですが、この正誤表のところの小字名と右3つのところの番地はすべて同じですね。当然1657。私の言いたい意味わかりますか。

事務局（竹石農地係副参事）

うち何㎡だったものですから、面積を減らして、正しいほうに面積を減らして書いたのです。内書きなのです。

12番（大橋正臣委員）

番地まで同じなのに面積違うのかなと今思ったものですから。わかりました。

事務局（竹石農地係副参事）

そういうことです。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

そのほかないようですので、お諮りをいたします。議第4号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、ただいま許可相当とした案件については、県農業会議へ諮問し、答申があった後に許可といたします。

議長（大桃会長）

続きまして、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

それでは、議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』ご説明申し上げます。

今月の申請は、11ページに記載してありますように1件であります。

議案中の物件番号1番から7番は、公売となる土地は大沢の農地7筆、1万429㎡で、農振地内の農用地区域内農地であります。公売日は、平成23年8月29日。売却基準価格は、15万6,339円であります。公売参加願い出者は1名で、農業の方で、経営の安定を図るため、願い出されるものであります。場所につきましては、集落内の農地であります。

書類及び現地確認、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術、通作距離、下限面積を超えているなどから、許可要件をすべて満たしております。

以上であります。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、本件についても質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第5号『農地の競売（買受）適格者証明願いについて』は、件数にして1件、1名の申請について、書類審査及び事務局の現地確認結果など、詳細説明を受け、証明願い出者の経営の面積や機械、労働力、技術、通作距離、下限面積などの許可要件をすべて満たしており、適格者証明願いは適当と判断いたしました。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第5号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおり適格者として証明を与えることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

なお、適格者証明書の交付を受けた者が最高競落人となり、農地法第3条申請書を提出された場合、証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き、許可相当とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

議長（大桃会長）

続きまして、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』を議題といたします。

事務局、説明願います。

事務局（金子事務局長）

この議案は別冊になっておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更に係る意見について』ご説明いたします。

なお、今回審議いただく案件の中に、土地改良事業完了後8年未満経過の土地はございません。

まず、栄地区についてご説明いたします。栄地区でお願いする案件は、軽微変更1件について栄農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

申請人は、今井地内で農業を営んでおり、事業を営む上で倉庫が必要となり、自宅前に農業用施設の倉庫を建築したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんいただきたいと思っております。申請土地は、三条市今井字道下298のうち76.51㎡です。該当土地は、今井揚水機場の南に位置しております。

次に、下田地区についてご説明いたします。下田地区でお願いする案件は、重要変更2件、軽微変更1件について下田農業振興地域整備計画の農用地利用計画の変更をお願いするものであります。

まず、重要変更であります。ナンバー1、申請人は、自宅敷地内にプレハブの農産加工所を置き、農産加工品を生産しておりますが、生産が伸びており、プレハブでは広さが足りなくなっており、かつ直売所もあわせて設置したいため、交通の便のよい国道290号線沿いに農産加工所兼直売所を建築したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(1)をごらんください。申請土地は、三条市曲谷字小外谷706ほか2筆で、合計669㎡であります。当該土地は、曲谷集落開発センターの西に位置しております。

ナンバー2、申請人は三条市であります。三条市総合計画、三条市観光基本計画を策定し、地域の自然や歴史など多彩な資源を活用し、観光振興を図ることとしています。道の駅漢学の里しただの拠点性を高めるため、現在の駐車場敷地内に農産加工所及び加工施設の建築の予定で、不足する駐車場を建設するものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(2)をごらんください。申請土地は、三条市庭月字下モ山431ほか1筆、合計2,392㎡です。当該土地は、庭月庵悟空の北東側に隣接しております。

続いて、軽微変更であります。ナンバー3、申請人は農業を営んでおり、現在の施設が狭くなっており、農機具の収納場所が必要となったため、自己の所有する畑に農機具格納庫を建築したいものであります。変更箇所につきましては、変更箇所位置図(3)をごらんください。申請土地は、三条市棚鱗字長連峰1443-3、150㎡です。当該土地は、棚鱗開発畑に位置しております。

以上4件であります。ご審議の上、意見決定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上であります。

議長(大桃会長)

ありがとうございました。

それでは、質疑の前に調査部会長の調査結果報告を願います。

#### 第2調査部会長（31番長谷川清一委員）

議第6号『農業振興地域整備計画の農用地利用計画変更に係る意見について』は、栄地区1件で、面積にして76,51㎡、下田地区3件、面積にして3,211㎡で、現地調査を含む書類審査を行い、全件変更やむを得ないものと認めるという意見であります。

以上です。

#### 議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、質疑に入ります。ご発言のある方、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、お諮りをいたします。議第6号につきましては、ただいま調査部会長の調査結果報告のとおりを決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり。）

#### 議長（大桃会長）

それでは、異議ないものと認めます。

第2調査部会長さん、大変ありがとうございました。自席のほうへお戻り願います。

以上で議事が終わりましたので、報告事項に移ります。

報第1号につきましては、ただいま議事の中で報告をいただいておりますので、省略をいたします。

#### 議長（大桃会長）

それでは、報第2号『農政対策部会の結果報告について』を部会長より報告を願います。

農政対策部会長さんは、西代理さんの隣に着席願います。

#### 農政対策部会長（12番大橋正臣委員）

それでは、過日行われました農政対策部会の部会報告を私のほうでさせていただきます。

農政対策部会は、去る7月20日の午後2時から厚生福社会館第2集会室におきまして、部会員のほかに大桃会長さんの出席を得まして開催いたしました。

協議題は、6月30日開催の農業委員会総会で付託を受けました平成23年度作況調査についてのほか、農地パトロール月間実施について、その他でございます。

最初に、作況調査につきましては、お手元に配付してあります文書のとおり、実施期

日を8月25日の木曜日といたしました。当日は、午後1時に三条市役所を出発し、水稲圃場6カ所のほかにブドウ栽培圃場1カ所と「農事組合法人アグリみずほ」さんのライスセンターを視察することといたしました。

現地調査終了後は、栄地区の鬼木にあります「伊東屋」というところで検討会を開催する予定でございます。

なお、この調査につきましては県の三条地域振興局農業振興部の作物担当職員からも同行してもらう予定でございます。また、市からも経済部長さんと農林課長さんのほうからも同行してもらう予定でございます。農業委員皆さんは、全員参加をお願いをしたいと思います。

次に、農地パトロール月間の実施につきましては、農地法の改正で年1回の農地の利用状況調査を農業委員会が行わなければならないことになりました。

そこで、今まで農業委員会で取り組んでまいりました農地パトロールをベースにしまして、農地の利用状況についての調査を実施日、9月3日土曜日の午後に統一して実施することといたしました。

三条地区は厚生福祉会館2階第2集会室、栄地区は農村環境改善センター2階会議室に、下田地区は産業開発センター2階会議室に当日午後1時に集合していただき、打ち合わせをした後、それぞれ担当地区内のパトロールをしていただきまして、その後報告をお願いいたします。

今年度は2年目ということで、重点地域を三条地域といたしまして、遊休農地の実態把握、農地の違反転用の早期発見などの是正指導をパトロールの最重点推進事項としました。その他の地区は、担当地域内のパトロールをお願い申し上げます。

なお、細かな点につきましては後日、事務局より連絡がありますので、よろしく願いいたします。

次に、その他の件につきまして、事務局より農業者戸別所得補償制度の中での規模拡大加算についての内容説明がありました。このことについては後で事務局より説明があります。

以上で農政対策部会からの報告を終わりとさせていただきます。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言をお願いいたします。

ご発言がないようですので、「農政対策部会の結果報告について」終わります。

農政部会長さんは、自席のほうへお戻りください。大変ありがとうございました。

議長（大桃会長）

それでは、報第3号から報第6号まで続けて事務局より報告願います。

事務局（金子事務局長）

（別添報告書により説明）

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

それでは、報告の中でご質問がございましたら、ご発言を願います。

ご発言がないようですので、報告事項を終わります。

議長（大桃会長）

そのほか皆様方のほうでご発言がございましたら、ご発言をいただきたいと思います。

34番（神子島 巖委員）

農業委員会だより編集委員報告とお願いを申し上げます。

農業委員会だより編集委員会では、4月28日から3回の編集会議を経まして、お手元に配付してあります三条市農業委員会だより「向日葵」12号を7月13日に発行いたしました。既に農区長さんを通じて各農家に配布されていることと思います。

また、13号を12月中旬に発行する予定でありますので、その際には記事、原稿などのご協力をよろしくお願いいたします。

以上です。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

そのほかにごございませんか。

7番（鶴巻純一委員）

牛肉のセシウム問題、福島、宮城に続いて来週は岩手の牛肉が、出荷停止になろうかという状況になっています。新潟県にも宮城県から肉牛のえさ用のわらが大量に入ってきて、三条市にも肉牛農家が該当しているところがあるということで、大変消費者は非常に不安に思っているようです。先日私のところに東京の米屋さんがお見えになったときに、米屋さんの話では、やはり東京の消費者は、米は放射能は安全なのですかということをしつこく聞かれるのだそうです。というのは、毎日牛肉を食べるうちはそう多くはないのだろうけれども、米については三度三度毎日食べるわけですので、米の放射能は仮に少ないとしても毎日体の中に入るということで非常に気にされているようでございます。新潟県は、米については放射能検査はどうしていくのか、まだ具体的には出ていないと思うのですけれども、ぜひ消費者に安心を与えるために、そういった調査も十分やっていただかなければならないだろうというふうに思っております。東京電力は、肉牛に与えるわら、放射能汚染のわらについては、うちには責任がないのだと、食べさせた農家と、それから徹底させなかった行政が悪いのだというふうなとんでもない言い方を、これは福島県の支店だったろうと思うのですけれども、一時やっているのです。とんでもないことだと思うのですけれども、やっぱり元凶は東京電力が何年来にわたっ

て危険な原発についての対応というのを今言ったように絶対安全だということを言い続けてきた結果がこうなったわけですので、そういう部分で新潟は柏崎刈羽原発があるし、事故は起こさせられないわけですが、福島の放射能が新潟にも飛んできているわけですので、米どころ新潟の米が汚染されたなんていうのは大変なことになりますので、調査についてだけはぜひやって、しっかりやっていただくように行政のほうにはお願いをしておいたほうがいいのではないかと考えております。

議長（大桃会長）

新潟県も調査やっているそうです。先月のうちから。ただ、そういうのはまだこちらのほうには来ていないけれども、何か出たのは阿賀野川の中流、あの辺に出たような気がする。まだこの辺には一切。あったら大変ですよ。なくたって風評被害が出たらこれ新潟県の農家はどうなるのだろうか。そうすると、食料何でもなくなってしまう。

7番（鶴巻純一委員）

米屋さん、東京、関東の米屋さんは、当初は福島の米は危ないという話が出て、それから東北の米は危なくなったと。次は、東日本の米というのは心配なのだと。西日本の米を調達しなければだめだというふうなことに今なっているのだそうです。そんなの絶対できるわけないですけども、そんな問題なのです。

6番（金子良助委員）

今のお話なのですが、今会長さん、調査に入っているようですという話なのですが、けさの新聞等皆さん見られた人も多いのだと思うのですが、北陸農政局あたりも、例えば出たらどうするというような体制の中で組み始めたという中で、職員の減というか、物すごく減るのだそうです。そこで大変だというような文章が新聞等にも見られていました。

議長（大桃会長）

そのほかございますか。

来月の部会案内願います。

第3調査部会長（6番金子良助委員）

8月の部会は8月25日、第3調査部会でございます。9時より厚生福祉会館第2集会室において開きたいと思いますが、担当委員の方、よろしく願いいたします。

議長（大桃会長）

ありがとうございました。

なお、来月の総会は、8月31日水曜日9時30分を予定しております。

それでは、長時間にわたってご審議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして定例総会を閉じさせていただきます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時48分 閉会

会議の曾末を記載し、その相違ないことを証するために、ここに署名捺印する。

三条市農業委員会会長

議事録署名委員（14番）

議事録署名委員（22番）